

事務連絡  
令和4年5月18日

一般社団法人  
滋賀県トラック協会 会長 殿

近畿運輸局自動車技術安全部  
保安・環境課長

飲酒運転防止の徹底について

事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止については、機会のあるごとにその徹底のお願いをしているところですが、今般、近畿運輸局管内の貨物自動車運送事業者の運転者が、広島県内において、事業用自動車の運行中に酒に酔った状態でガードレールと衝突する事故が発生したとの報道がありました。

事業用自動車の運転者が、このような安全を軽視する行為を行ったことは極めて遺憾であります。

輸送の安全確保は、自動車運送事業者の最大の使命であり、近畿運輸局管内におきましても、「事業用自動車総合安全プラン 2025（近畿版）」において、事業用自動車の飲酒運転ゼロを目指に掲げ、関係者が一丸となり達成に向け取り組んでいるところです。

つきましては、同種事案が二度と発生しないよう貴傘下会員に対して周知徹底をお願いいたします。